

専門家を、もっと身近に。

弁護士ドットコム

「契約書の自動レビューと弁護士法」における弊社の要望

「契約書の自動レビューと弁護士法」における弊社の要望

2022年9月16日付のグレーゾーン解消制度への申請案件(※)に対する法務省のご回答を踏まえ、体系的なガイドラインとして、適法な領域を明確に示して頂きたい

特に、以下スキームにおける適法性を明確に示して頂けると有難く存じます

- ① 弁護士法人または弁護士のみ利用に限定した場合
- ② 無償提供の場合(広告収益モデルまたは他サービスの見込み顧客として活用)

上記以外に、以下スキームにおいても適法性の余地がないか議論したい

- ③ 民間企業その他サービス利用者に提供する際に、
社内弁護士の監督を条件とする場合もしくは社内弁護士が自ら利用する場合

※ 経済産業省ホームページより

https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/press/221014_shokaisho1.pdf